

平成 28 年 9 月 5 日

お客様各位

株式会社 確認サービス

確認検査業務手数料改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

確認検査業務について、500㎡を超える建築物の手数料を改定させていただきます。平成 28 年 10 月 1 日引受（本受付）分から対象となりますので、よろしくごお願い申し上げます。

・【手数料改定】対象物

平成 28 年 10 月 1 日以降本申請受付（本受付）の確認申請（建築物）
その計画変更確認、中間検査、完了検査

なお、特例措置として、平成 28 年 9 月 30 日以前に確認申請を本申請受付（本受付）した建築物については、その計画変更確認、中間検査、完了検査の各申請について、平成 29 年 3 月 31 日本申請受付（本受付）分までは現行手数料といたします。（平成 29 年 4 月 1 日本申請受付（本受付）よりすべて新手数料となります。）

・【特例措置】対象物

平成 28 年 9 月 30 日以前に確認申請を本申請受付（本受付）した建築物の
計画変更確認、中間検査、完了検査で、平成 29 年 3 月 31 日までに
受付するもの

お客様各位

株式会社 確認サービス

確認検査業務手数料改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成19年6月の建築基準法の一部改正に対応し確認検査業務手数料を改定して以来、手数料については据え置いてまいりましたが、その後の法改正等の内容に鑑み、適正な審査検査業務実施のため、以下の通り、確認検査業務手数料の一部を改定することとなりましたので、ご案内申し上げます。

- 改定内容： 株式会社確認サービス「申請手数料表」
 確認検査業務手数料のうち、500㎡を超える建築物の手数料
 建築物 審査手数料(表-2)
 建築物 中間検査申請手数料(表-4)
 建築物 完了検査申請手数料(表-5)

- 改定時期： 平成28年10月1日本申請受付(本受付)より (以下【ご参考】例①②③)
 (確認申請については、本申請受付(本受付))
 ただし、平成28年9月30日以前に本申請受付(本受付)をした確認申請
 平成28年10月1日以降、計画変更確認、中間検査・完了検査を
 本申請受付(本受付)する場合は、経過措置として、現行手数料とします。
 (以下【ご参考】例⑤⑦⑨、⑩計画変更確認)
 なお、この経過措置については、平成29年3月31日までとします。
 (以下【ご参考】例⑥、⑧⑩検査)

